

新規加入申込に係る必要書類一覧表

(令和5年4月現在)

— 加 入 条 件 —

- 組合地区内（角田市、大河原町、村田町、柴田町）に森林を所有している個人及び生産森林組合又は法人。
- 組合地区（角田市、大河原町、村田町、柴田町）に隣接する市町村に森林を所有している個人で、組合地区内に住所を有すること。

— 提 出 書 類 等 —

- 加入申込書（ダウンロード）
- 加入申込に際しての表明・確約（ダウンロード）
- 身分証明書（免許証等写し）
- 所有山林所在地がわかるもの

(注意) 新規加入には出資金及び加入金が必要となります。

加入申込に際しての表明・確約

私は、現在、次の1のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の2のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、下記に該当した際、定款の規定に基づき組合への加入を拒否すること又は除名となることがあることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、仙南中央森林組合になんらの請求もせず、また、仙南中央森林組合に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

記

1. 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員等がその事業を支配する者
2. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。
 - (3) その他前各号に準ずる行為をしたとき。
3. 上記すべてに該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき。

以上

令和 年 月 日

氏名または法人名（団体名）

印